

ID: 146

担当部署: 町民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	聖籠町介護保険条例 第24条から第28条まで		
例規番号	平成12年 条例第2号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第二十四条 町は、第一号被保険者が法第十二条第一項本文の規定による届け出をしないとき（同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届け出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</p> <p>第二十五条 町は、法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十三条の三第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する。</p> <p>第二十六条 町は、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。</p> <p>第二十七条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第百五十条第一項に規定する納付金及び法第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第二十八条 前四条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前四条の過料を徴収する場合において発する納税告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日